

秋田市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則
次に掲げる規則の規定中「第41条の3の3第2項」を「第41条の3の11
第2項」に改める。

- (1) 秋田市児童福祉法施行細則（平成9年秋田市規則第30号）第7条の3の表第1号ア
- (2) 秋田市介護保険条例施行規則（平成12年秋田市規則第24号）第7条の表第1号ア
- (3) 秋田市介護保険法施行細則（平成12年秋田市規則第25号）第3条第1項の表第1号ア
- (4) 秋田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年秋田市規則第15号）第4条の表第1号ア

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。